

宇和島市

障がい福祉計画

[第7期]

障がい児福祉計画

[第3期]



令和6年3月
宇和島市

はじめに

近年、障がいのある人の高齢化や重度化、介助者の不足や親亡き後の支援の在り方、発達障がいのある人や保護者への支援など、その課題やニーズは複雑化、多様化しています。

国においては、障がい者に係る法律や制度の改正が進められる中、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく相互に人格と個性を尊重し合い、障がいを持つ人が自らの意思決定に基づき、自分らしく安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現に向けた取組とともに、社会参加を制約している社会的障壁を除去することを基本理念とした取組が推進されています。

本市におきましても、令和3年3月に「宇和島市障がい者計画」と障害福祉サービスを計画的に提供するための方策を定めた「宇和島市障がい福祉計画（第6期）」及び「宇和島市障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、総合的、長期的な視点からライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実に取り組んでまいりました。

この度、前期計画を踏まえ、令和6年度から8年度を計画期間とする「宇和島市障がい福祉計画（第7期）」及び「宇和島市障がい児福祉計画（第3期）」を策定しました。

本計画は、令和6年度からの諸法律、制度改正に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備、相談支援体制の充実、強化、地域生活への移行の支援や就労の促進、障がい児支援体制の整備に関する目標値や達成のための方策等を定めたものであり、今後、国や県をはじめ関係機関や各種団体等との連携を図り、本市における障がい福祉施策を総合的、計画的に推進していきます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」の委員の皆様や関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた市民の皆様、並びに関係各位に対し、心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

宇和島市長 岡原 文彰

目次

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の背景と趣旨	1
【2】計画の位置付け	2
【3】計画の期間	3
【4】計画の策定方法	3
第2章 宇和島市の障がいのある人を取り巻く現状	5
【1】人口の動き	5
【2】障がいのある人の状況	6
【3】アンケート調査結果から読み取れる課題	14
【4】障がい者支援に関する事業所調査結果から読み取れる課題	20
【5】障がい者支援に関する関係団体調査結果から読み取れる課題	25
第3章 前期計画の進捗状況	28
【1】成果目標の進捗状況	28
【2】障害福祉サービス等の進捗状況	36
【3】障害児福祉サービス等の進捗状況	41
第4章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画	42
【1】成果目標の設定	42
【2】障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策	51
【3】障害児福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策	56
第5章 計画の推進	58
【1】計画の推進体制	58
【2】計画の点検及び評価	59
資料編	60
【1】宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会委員名簿	60
【2】宇和島市障害者計画検討委員会規則	61
【3】宇和島市障害福祉計画検討委員会規則	62
【4】策定経過	63
【5】用語解説	64

第1章 計画の概要

【1】計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方、介助者の不足など、その支援ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、これからの障がいのある人への支援施策においても、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

そのような中、平成30(2018)年4月に「障害者総合支援法^{※1}」の改正法及び「児童福祉法の一部を改正する法律(以下「児童福祉法」という。)」の施行により、障がいのある人の地域での暮らしを支援するため、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担の軽減や共生型サービスの創設などが進められました。また、医療的ケア児への支援や障がいのある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「障害児福祉計画」の策定も定められました。

令和3(2021)年5月には「障害者差別解消法^{※2}」が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことをはじめ、令和4(2022)年5月には、障がいのある人における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ推進法^{※3}」が制定されるなど、大きな動きが見られました。

さらに、令和5(2023)年3月には、障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

本市では、令和3(2021)年3月に策定した、令和8(2026)年度までを計画期間とする「宇和島市障がい者計画」において「うわじまノーマライゼーションプラン」を基本理念と定め、様々な障がい者福祉施策を推進しています。また、同年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定に基づく「宇和島市障がい福祉計画(第6期)」及び「宇和島市障がい児福祉計画(第2期)」(以下「前期計画」という。)を一体的に策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援にかかる施策を計画的に推進してきました。

前期計画は、令和5(2023)年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「宇和島市障がい福祉計画(第7期)」及び「宇和島市障がい児福祉計画(第3期)」(以下「本計画」という。)を策定し、障がいのある人に対する福祉施策をはじめ、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努めます。

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※3 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

【2】計画の位置付け

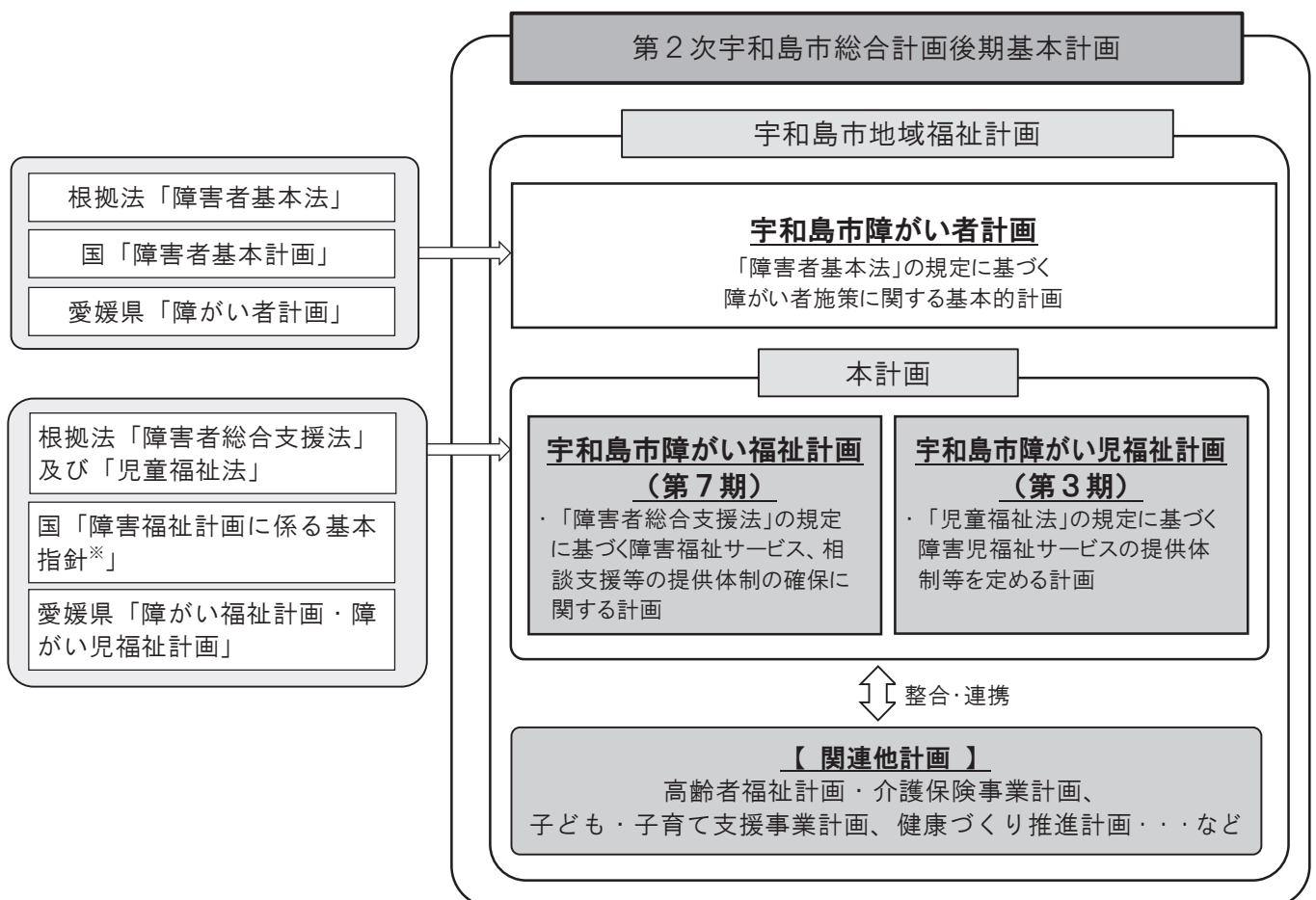
「宇和島市障がい者計画」は「障害者基本法」第 11 条の規定に基づく、長期的視点に立って障がいのある人の生活全般にわたる福祉施策を定める総合的な計画です。

一方、本計画は「障害者総合支援法」第 88 条及び「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく、障害福祉サービスや市町等が主体となって柔軟に実施する地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策、障がい児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

また、愛媛県の計画をはじめ、本市の最上位計画である「第 2 次宇和島市総合計画後期基本計画」をはじめ「宇和島市地域福祉計画」「宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「宇和島市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

策定にあたっては、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障がいのある人を取り巻く現状、並びにアンケート結果等に基づく障がいのある人のニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。

【 計画の位置付け 】



※ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後（令和 5 年 5 月 19 日子ども家庭庁 厚生労働省告示第一号）

【3】計画の期間

本計画の対象期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
宇和島市障がい者計画		現行計画						次期計画			
本 計 画	障がい福祉計画	第6期			第7期(本計画)			第8期(次期計画)			
	障がい児福祉計画	第2期			第3期(本計画)			第4期(次期計画)			

【4】計画の策定方法

1 検討委員会における協議及び市民意見の反映

関係団体、組織の関係者などから構成される「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において、本計画の内容についての審議を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、市民から幅広く意見を募りました。

2 市民アンケート調査の実施

市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者を対象としたアンケート調査を郵送調査により実施しました。

調査対象	市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査時期	令和5（2023）年8月
回収状況	配布数 1,000 人、有効回収数 396 人、有効回収率 39.6%

3 関係団体等調査の実施

市内の障害福祉サービス提供事業所及び障がい者支援関係団体を対象とし、現状やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ヒアリングシートによる調査を実施しました。

	障がい者支援に関する事業所調査	障がい者支援に関する関係団体調査
調査対象	障害福祉サービス提供事業所	障がい福祉関係団体
調査方法	郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）その他電子メール、手交等による回答を含む。	
調査時期	令和5（2023）年9月	
回答件数	22 事業所	8 団体

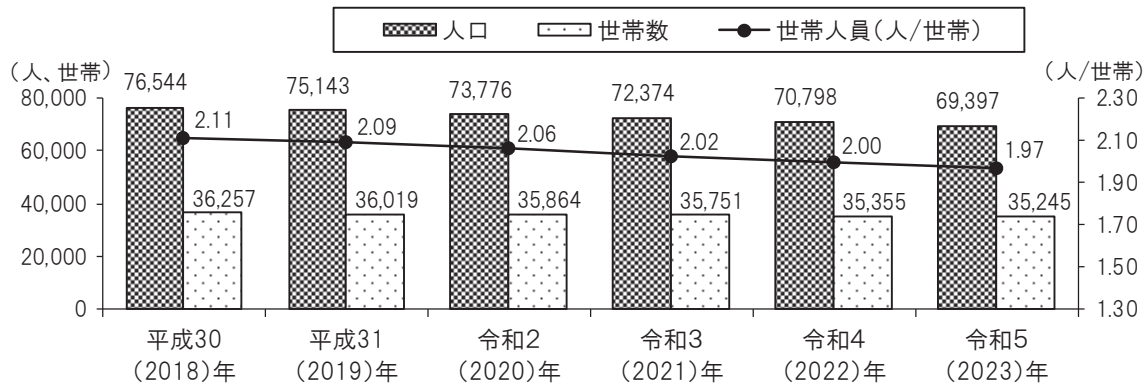
第2章 宇和島市の障がいのある人を取り巻く現状

【1】人口の動き

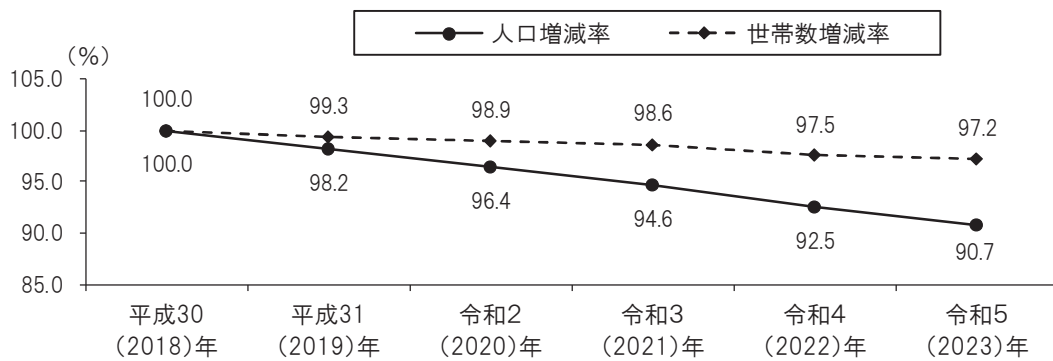
本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和5（2023）年3月末日現在69,397人（平成30（2018）年を100とした場合90.7）となっています。世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30（2018）年の2.11人から令和5（2023）年で1.97人となっています。

本市の高齢化率は、平成30（2018）年の37.7%から令和5（2023）年で40.5%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成30（2018）年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

【年齢3区分別人口の推移】

単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
合計	76,544	75,143	73,776	72,374	70,798	69,397	90.7
0～14歳	7,933	7,770	7,455	7,144	6,865	6,571	82.8
15～64歳	39,772	38,581	37,566	36,577	35,513	34,730	87.3
65歳以上	28,839	28,792	28,755	28,653	28,420	28,096	97.4
高齢化率(%)	37.7	38.3	39.0	39.6	40.1	40.5	-

注：増減率は平成30（2018）年を100とした場合の令和5（2023）年の割合を示す。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

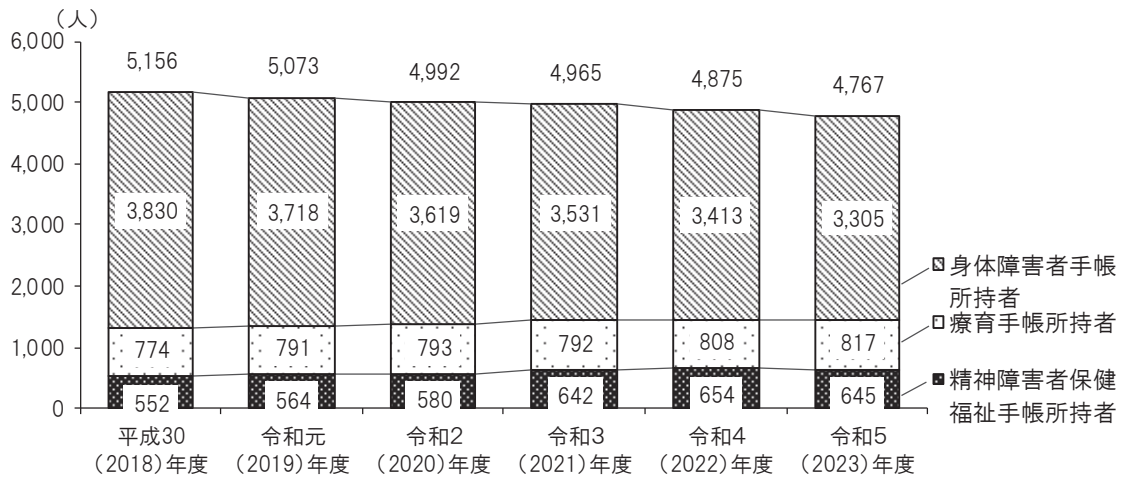
【2】障がいのある人の状況

1 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和5（2023）年度は4,767人となっています。

手帳の種類別で見ると、令和5（2023）年度は「身体障害者手帳所持者」が3,305人と最も多く、全体の約7割（69.3%）を占めています。「療育手帳所持者」は817人（全体に占める構成比17.1%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は645人（同13.5%）となっています。平成30（2018）年度からの推移では、「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



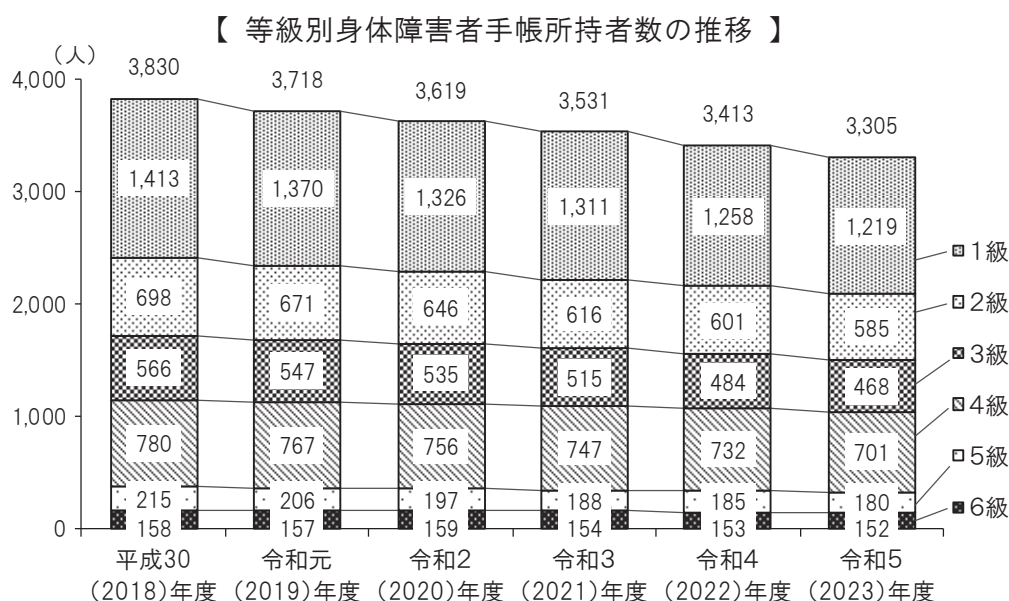
単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	構成比 (%)
障害者手帳所持者数 合計	5,156	5,073	4,992	4,965	4,875	4,767	100.0
身体障害者手帳 所持者	3,830	3,718	3,619	3,531	3,413	3,305	69.3
療育手帳所持者	774	791	793	792	808	817	17.1
精神障害者保健 福祉手帳所持者	552	564	580	642	654	645	13.5

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係（各年度4月1日現在）

2 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少で推移しており、令和5（2023）年度は3,305人となっています。

等級別で見ると、令和5（2023）年度は「1級」が1,219人と最も多く、全体の36.9%を占めています。次いで「4級」が701人（全体に占める構成比21.2%）、「2級」が585人（同17.7%）の順となっています。年齢別では、65歳以上が約8割（78.5%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。



単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	構成比 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	3,830	3,718	3,619	3,531	3,413	3,305	100.0
1級	1,413	1,370	1,326	1,311	1,258	1,219	36.9
2級	698	671	646	616	601	585	17.7
3級	566	547	535	515	484	468	14.2
4級	780	767	756	747	732	701	21.2
5級	215	206	197	188	185	180	5.4
6級	158	157	159	154	153	152	4.6

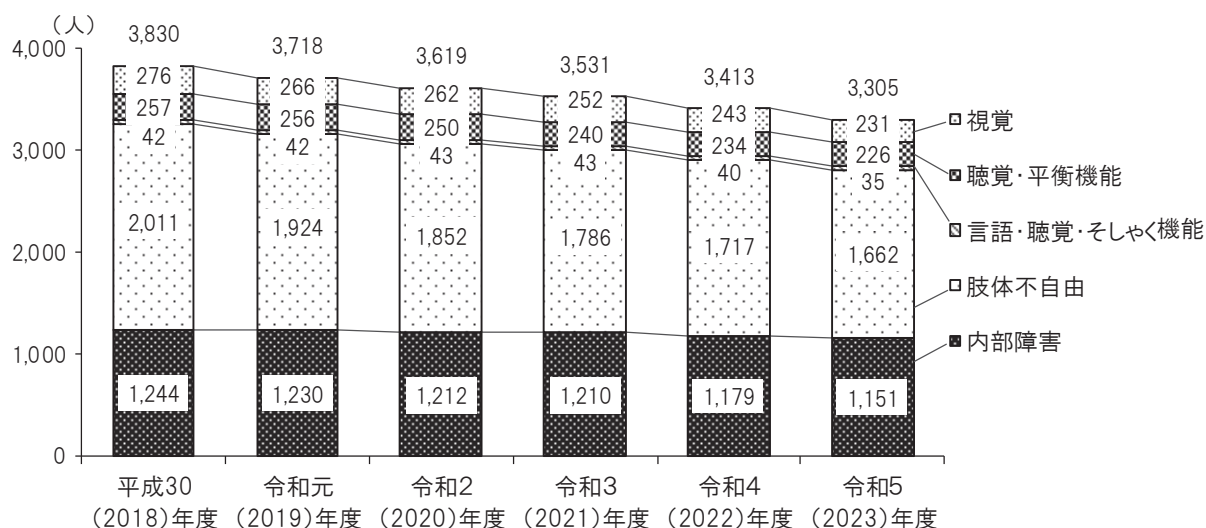
【 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	構成比 (%)
合計	3,830	3,718	3,619	3,531	3,413	3,305	100.0
18歳未満	46	43	37	36	35	34	1.0
18～64歳	872	842	781	744	703	676	20.5
65歳以上	2,912	2,833	2,801	2,751	2,675	2,595	78.5

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係（各年度4月1日現在）

障がい種類別でみると、令和5（2023）年度は「肢体不自由」が1,662人と最も多く、全体の約半数（50.3%）を占めています。次いで「内部障害」が1,151人（全体に占める構成比34.8%）、「視覚」が231人（同7.0%）、「聴覚・平衡機能」が226人（同6.8%）の順となっています。平成30（2018）年度からの推移では、「肢体不自由」の減少が目立っています。

【 障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	構成比 (%)
合計	3,830	3,718	3,619	3,531	3,413	3,305	100.0
視覚	276	266	262	252	243	231	7.0
聴覚・平衡機能	257	256	250	240	234	226	6.8
言語・聴覚・そしゃく機能	42	42	43	43	40	35	1.1
肢体不自由	2,011	1,924	1,852	1,786	1,717	1,662	50.3
内部障害	1,244	1,230	1,212	1,210	1,179	1,151	34.8

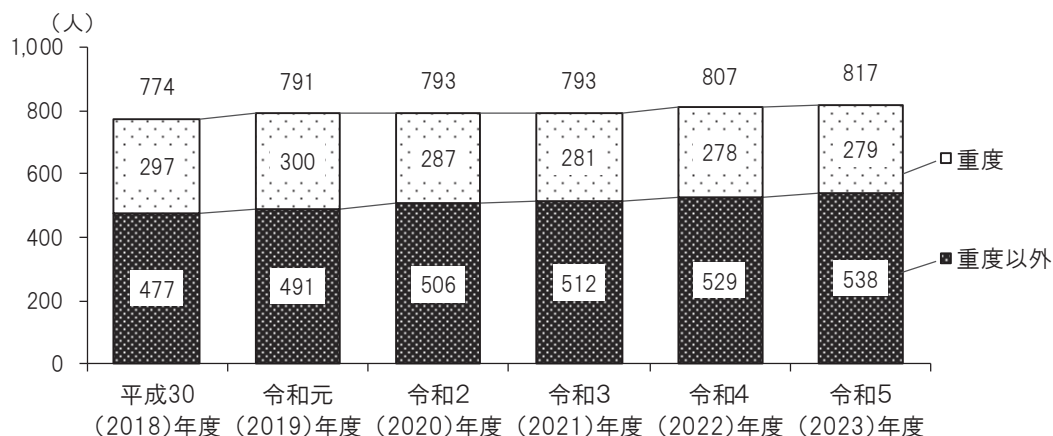
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係（各年度4月1日現在）

3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は、緩やかな増加で推移しており、令和5（2023）年度は817人となっています。

障がい程度別で見ると、令和5（2023）年度は「重度以外（中・軽度）」が538人と、「重度」の279人を大きく上回っており、平成30（2018）年度からの推移では「重度以外（中・軽度）」が大きく増加しています。年齢別では、18～64歳が7割近く（66.8%）を占めています。

【 障がい程度別療育手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	構成比 (%)
療育手帳 所持者数合計	774	791	793	793	807	817	100.0
重度	297	300	287	281	278	279	34.1
重度以外	477	491	506	512	529	538	65.9

【 年齢別療育手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	構成比 (%)
合計	774	791	793	793	807	817	100.0
18歳未満	139	139	141	130	129	123	15.1
18～64歳	511	521	516	523	535	546	66.8
65歳以上	124	131	136	140	143	148	18.1

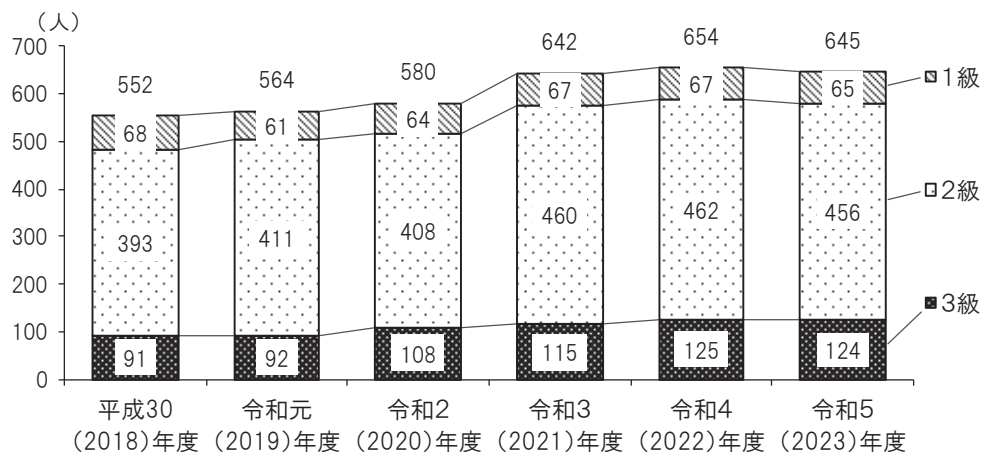
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係（各年度4月1日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年度は645人となっています。

等級別で見ると、令和5（2023）年度は「2級」が456人と最も多く、全体の約7割（70.7%）を占めています。次いで「3級」が124人（全体に占める構成比19.2%）、「1級」が65人（同10.1%）の順となっており、「2級」「3級」の増加が目立っています。年齢別では、18～64歳が7割以上（74.1%）を占めています。

【 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	構成比 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	552	564	580	642	654	645	100.0
1級	68	61	64	67	67	65	10.1
2級	393	411	408	460	462	456	70.7
3級	91	92	108	115	125	124	19.2

【 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	構成比 (%)
合計	552	564	580	642	644	645	100.0
18歳未満	4	7	9	5	5	5	0.8
18～64歳	399	407	420	481	483	478	74.1
65歳以上	149	150	151	156	156	162	25.1

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係（各年度4月1日現在）

5 自立支援医療費受給者の状況

精神通院医療の受給者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は1,226人となっています。更生医療の受給者数は、令和5（2023）年度は312人と、前年度から大きく減少しています。

【 自立支援医療費受給者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	増減率 (%)
合計	1,625	1,614	1,586	1,654	1,633	1,538	94.6
精神通院医療	1,255	1,255	1,233	1,339	1,251	1,226	97.7
更生医療	357	352	349	313	378	312	87.4
育成医療	13	7	4	2	4	0	-

注：増減率は平成30（2018）年度を100とした場合の令和5（2023）年度の割合を示している。（以下同様）

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係（各年度4月1日現在）

6 重度心身障害者医療費受給者の状況

重度心身障害者医療費の受給者数は減少傾向にあり、令和5（2023）年度は1,845人となっています。

【 重度心身障害者医療費受給者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	増減率 (%)
重度心身障害者医療 費受給者数	2,159	2,092	2,034	1,973	1,912	1,845	85.5

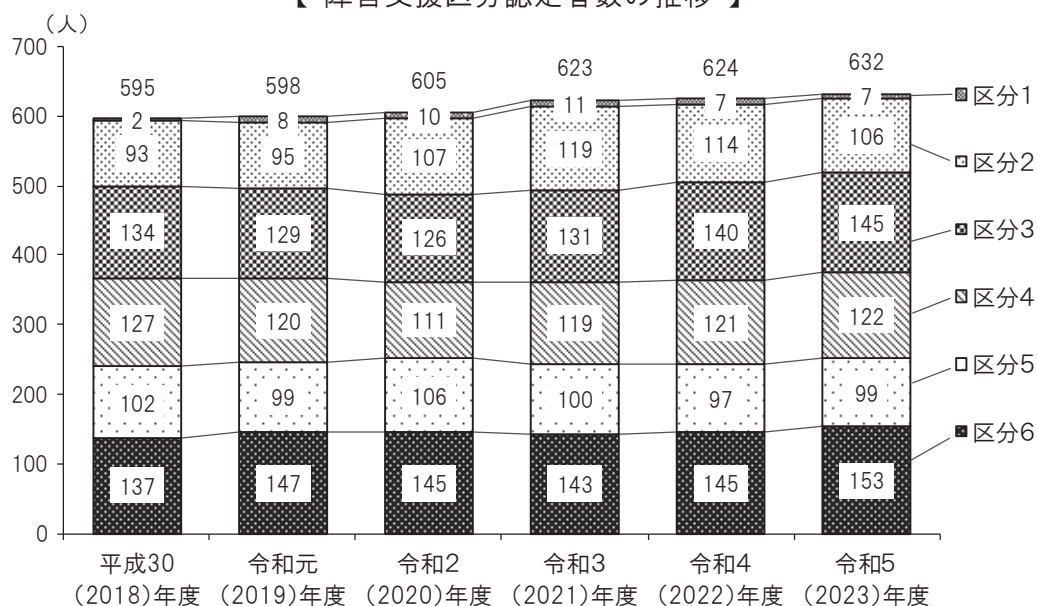
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係（各年度4月1日現在）

7 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、緩やかな増加で推移しており、令和5（2023）年度は632人となっています。

区別でみると、令和5（2023）年度は「区分6」が153人と最も多く、次いで「区分3」が145人、「区分4」が122人で続いており、平成30（2018）年度からの推移では、「区分4」「区分5」が減少しています。

【 障害支援区分認定者数の推移 】



単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	構成比 (%)
合計	595	598	605	623	624	632	100.0
区分1	2	8	10	11	7	7	1.1
区分2	93	95	107	119	114	106	16.8
区分3	134	129	126	131	140	145	22.9
区分4	127	120	111	119	121	122	19.3
区分5	102	99	106	100	97	99	15.7
区分6	137	147	145	143	145	153	24.2

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係（各年度4月1日現在）

8 障がいのある子どもを取り巻く教育環境の状況

(1) 特別支援学級の状況

児童生徒の総数は減少傾向にありますが、特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあります。令和5（2023）年度では、特別支援学級の在籍者割合は3～4％となっています。

【 特別支援学級在籍者数の推移 】

単位(人)		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	増減率 (%)
小学校	児童総数	3,333	3,209	3,151	3,096	3,019	2,871	86.1
	特別支援学級 児童数	76	84	95	99	99	115	151.3
	割合(%)	2.28	2.62	3.01	3.20	3.28	4.01	-
中学校	生徒総数	1,415	1,467	1,420	1,372	1,292	1,325	93.6
	特別支援学級 生徒数	35	37	44	40	48	46	131.4
	割合(%)	2.47	2.52	3.10	2.92	3.72	3.47	-

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(2) 特別支援学校の状況

令和5（2023）年の特別支援学校の在籍者数をみると、宇和特別支援学校では小学部5人、中学部19人、高等部33人で、合計57人となっています。松山盲学校では中学部1人、高等部1人、しげのぶ特別支援学校では中学部1人となっています。

【 市外の特別支援学校在籍者数 】

（単位：人）

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
宇和特別支援学校(知的障がい部門)	5	13	31	49
宇和特別支援学校(聴覚障がい部門)	0	3	0	3
宇和特別支援学校(肢体不自由部門)	0	3	2	5
松山盲学校	0	1	1	2
しげのぶ特別支援学校	0	1	0	1
合計	5	21	34	60

資料：各校（令和5（2023）年5月1日現在）

【3】アンケート調査結果から読み取れる課題

調査対象	市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査時期	令和5（2023）年8月
回収状況	配布数1,000人、有効回収数396人、有効回収率39.6%

1 回答者の状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 年齢は、65歳以上で4割以上を占めており、17歳以下は1割未満となっています。
- 身体障がいのある人の6割が65歳以上で、特に高齢化が進行しています。
- 知的障がいのある人の3割以上、18歳未満の6割近くが「発達障がいの診断」を受けており、65歳以上の約2割が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けています。
- 日常生活において3割以上が何らかの介助を必要としており、特に知的障がいのある人や18歳未満でその割合が高くなっています。

【今後の課題】

- 障がいのある人の高齢化を見据えた支援内容の充実が必要です。
- 発達障がいについて、医療機関や専門の医師の確保が必要です。また、早期発見及び早期対応をはじめ、適切に医療機関につなぎ、連携して支援できる体制の整備が必要です。

2 障害福祉サービスの利用について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」が最も多く、「生活介護」「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」の順となっています。また、今後利用したいサービスは「就労移行支援」が最も多く、「計画相談支援」「居宅介護（ホームヘルプ）」「自立訓練」「就労継続支援（A型）」の順となっています。
- 18歳未満対象では、現在利用しているサービスは「計画相談支援・障害児相談支援」が最も多く、「放課後等デイサービス」「児童発達支援」の順となっており、今後利用したいサービスも同じ傾向です。
- 障害福祉サービスへの不満として「利用したいサービスがあるのに条件に合わず利用できない」「サービス内容についての情報が少ない」「利用したい日や時間に利用できない」「支給決定までに時間がかかりすぎる」の順に多く回答されています。
- 今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、詳しい情報を提供してほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」「障がいの特性に応じた方法で情報を提供してほしい」などが求められています。

- 情報の入手先としては「県や市役所の窓口」「県や市役所の広報紙や通知・パンフレット」「病院・薬局」の順に多く、特に知的障がいのある人で「福祉施設・サービス提供事業所」「相談支援事業所」、精神障がいのある人で「県や市役所の窓口」「病院・薬局」の割合が高くなっています。

【 今後の課題 】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、多様なニーズに対応した福祉サービス等の提供や日常生活に関する継続的な支援が必要です。特に「就労移行支援」「自立訓練」「就労継続支援（A型）」など訓練や就労系のサービス、「居宅介護」など生活支援サービスのニーズへの適切な対応が必要であるとともに、18歳未満では、特に「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」のニーズへの適切な対応が必要です。
 - 障害福祉サービスについて、分かりやすい情報提供をはじめ、相談体制の充実、申請手続きの簡素化などが求められています。
-

3 住まいや暮らしについて

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 7割以上が自宅で家族等と暮らしており、自宅で一人で暮らしている人は1割程度です。また、約6割が今後も自宅で家族等と暮らすことを希望しています。
- 主な介助者については、身体障がいのある人では「配偶者（夫又は妻）」、知的障がいのある人では「父又は母」がそれぞれ多くなっています。また、身体障がいのある人の7割以上、精神障がいのある人の約6割において、主な介助者の年齢が60歳以上となっており、精神障がいのある人の介助者の約半数が健康に不安を感じています。
- 希望する暮らしを送るために必要な支援として「医療や生活にかかる経済的な負担が軽くなること」「相談支援が充実していること」「緊急時・災害時に居場所が確保できること」の順に多くなっています。特に身体障がいのある人では「在宅で医療的ケアなどを適切に受けられること」、知的障がいのある人では「相談支援が充実していること」、精神障がいのある人では「地域住民の障がいに対する理解が深まること」などがそれぞれ求められています。

【 今後の課題 】

- 障がいのある人が、希望する場所で生活ができるよう、経済的負担の軽減、医療的ケアや生活支援サービスの充実、障がいに適した住環境の整備などがが必要です。
 - 障がいや日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知が必要です。
 - 介助者の高齢化や健康不安に対するきめ細かな支援、またレスパイト施策※の充実が必要です。
-

※【レスパイト施策】在宅で家族の介護や介助をしている家族が、一時的に休息し、リフレッシュが図れる家族支援のこと。

4 相談について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 相談したいことは「自分の体調のこと」「老後のこと」「生活費や収入のこと」の順に多くなっています。特に知的障がいのある人では「緊急時・災害時のこと」「支援してくれる人のこと」、精神障がいのある人では「自分の体調のこと」「老後のこと」「生活費や収入のこと」などが多く回答されています。
- 相談先に対しては「1か所でどんな相談にも対応できること」「身近な地域で気軽に相談できる場所が増えること」「障がいの特性に応じて専門の相談ができる相談員が常駐していること」などが求められています。
- 地域活動支援センターの利用率は1割未満となっており、約6割が「知らない」と回答しています。

【 今後の課題 】

- 障がいや日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実、地域活動支援センターなど相談窓口の周知が必要です。
-

5 就労や日中の活動について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障がいのある人の4割近くが就労しており、知的障がいのある人の3割が「通所施設」に通っています。
- 今後の就労継続意向については、8割近くが「現在の仕事を続けたい」と回答しており、特に知的障がいのある人の8割以上が就労継続の意向を示しています。
- 通所施設に通っている人のおよそ4人に1人が「一般就労したい」と回答しています。
- 就労していない理由としては、3割以上が「健康状態が悪いから」と回答しています。特に精神障がいのある人では「健康状態」に加えて「以前働いていたがうまくいかなかったから」「職場の人間関係やコミュニケーションに不安があるから」などが多くなっています。
- 未就労の障がいのある人の、今後の就労意向は1割程度となっており、半数以上が「働くつもりはない（又はできない）」と回答しています。一方、精神障がいのある人のおよそ4人に1人が就労意向を示しており、ほかの障がいに比べて高くなっています。
- 障がいのある人が働きやすくなるためには「身近な地域で働けること」「短時間勤務や勤務日数への配慮など柔軟な働き方ができること」などが求められています。
- 農福連携※については8割以上が「言葉も内容も知らない」と回答しています。

※【農福連携】障がいのある人が農業に従事することによって、農家にとっては貴重な働き手になるとともに、働く場の確保や地域との交流の促進など、生活の質の向上が期待される国が推進する取組のこと。漁業にもあてはまる可能性がある。

【 今後の課題 】

- 障がいのある人の働く場所を確保するために、障がい者雇用率の向上はもとより、職場における差別禁止や合理的配慮の徹底、短時間勤務や通院しながらの勤務など柔軟な労働条件の整備などが求められています。
- 就労移行支援事業所を中心として就労についての適切なアセスメント*を実施し、適性に合ったサービス利用につなげることが必要です。また、一般就労した障がいのある人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言を行う相談支援体制の充実を図ることが必要です。
- 農福連携についての啓発活動の充実など、情報発信を強化する必要があります。

※【アセスメント】利用者の家庭の状況、環境などを把握し、日常生活の評価から利用者が希望する生活や課題等を把握すること。

6 コミュニケーションや社会参加について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障がいのある人に対する理解については、約3割が「進んできた」と感じている一方、半数以上が「進んでいない」と回答しています。
- 人とコミュニケーションをとるときに4割以上の人「困ることがある」と回答しています。特に知的障がいや精神障がいのある人、18歳未満の若い人、発達障がいの診断を受けている人で困る人が多くなっています。
- コミュニケーションで困ることについては「自分の言いたいことが相手に伝わらない」「一度にたくさんを言われると混乱する」の順に多く、特に知的障がいや精神障がいのある人で困難なケースが多くみられます。
- 外出時の支援については「医療機関に行くとき」「買い物に行くとき」「金融機関や公的施設などに行くとき」「通勤や通所・通学のとき」などに必要とされており、外出するときに困ることとしては「公共交通機関が少ない」「バスや電車の乗り降りが困難」「困ったときにどうすればいいのか心配」の順に多くなっています。
- 約6割が、近所の人や地域の人と何らかの「付き合い」があると回答している一方、知的障がいのある人の6割以上が「ほとんど近所付き合いがない」と回答しています。
- 災害時の自力での避難については「できない」が約3割、「わからない」が2割程度で、特に知的障がいのある人や18歳未満、近所付き合いがない人で「できない」の割合が高くなっています。
- 災害時に近所で助けてくれる人については、4人に1人が「いない」と回答しています。特に近所付き合いがない人で「いない」の割合が高くなっています。
- 災害時避難行動要支援者制度については、7割以上が「知らない」と回答しており、名簿登録者は1割未満です。

【 今後の課題 】

- 障がいに対する地域の人々の理解を進めるために、地域の福祉活動等を通じて、障がいのある人と地域住民との交流の機会を充実させることなどが重要です。
 - 障がいがあっても、必要な情報が分かりやすく伝わるよう、意思疎通支援の充実を図るとともに、障がいの特性に応じた効果的な情報の提供や情報伝達手段の検討が必要です。
 - 日常の外出や災害時における避難行動など、障がいのある人の移動の支援の充実が必要です。
 - 避難行動要支援者※への登録の周知、啓発や制度の利用促進をはじめ、障がいの特性に応じて適切に避難支援ができるよう、地域住民や関係機関との連携が必要です。
-

※【避難行動要支援者】災害発生時に一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のこと。

7 療育・保育・教育について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- アンケート回答者のほとんどの子どもが学校等へ通所又は通学しており、約4割が「特別支援学校」、約3割が「特別支援学級」で学んでいます。
- 保護者における子どもの介助等での不安や悩みは「何かあったときに世話を頼める人がいない」「地域の支援者や支援機関などに関する情報が少ない」の順に多くなっています。
- 保護者が必要とする支援としては「子どもの就労に向けた支援が充実すること」「通園・通学先で子どもの特性や発達に合わせた支援をしてくれること」「保育士や教職員が障がいへの理解を深めること」などが求められています。
- ペアレントメンターの認知率は約4割で、ペアレントトレーニングの参加率は1割程度となっていますが、半数以上が今後の参加意向を示しています。
- 子どもが成年になってから希望する暮らし方については「通所施設での生産活動（福祉的就労）」「専門学校や大学への進学」「一般企業への就職」の順に多くなっています。
- 成年期を迎えた後の不安や心配については「緊急時・災害時のこと」「利用できる福祉制度のこと」「外出、移動のこと」の順に多くなっています。

【 今後の課題 】

- 障がいのある子どもや発達障がいのある子どもなどの養育に対する不安や負担を軽減するため、より相談しやすい体制の整備をはじめ、関係機関との連携による専門的な相談員の配置、養成が必要です。
 - 発達障がいのある子どもへの対応について、研修等の充実による相談支援専門員の技術の向上を図ることが必要です。
 - 発達障がいのある子ども等の保護者を支援するため、ペアレントメンターの活動を周知するとともに、ペアレントトレーニングへの参加の促進が必要です。
 - 成年期後の障がいのある人が、自分らしく安心して地域で生活できるよう、就労支援や日常生活のサポートの充実が求められています。
-

8 行政の福祉施策について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障がいのある人が住みやすいまちをつくるため行政が取り組むべきこととして「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「身近な場所で気軽に相談できる場所を増やす」「障害福祉サービスを利用しやすくする」などが求められています。

【 今後の課題 】

- 障害福祉サービスや生活支援等の充実をはじめ、経済的な支援、相談体制の充実、障がいについての理解の促進など、多様な関係機関との連携を強化し、支援体制を充実させていく必要があります。
-

【4】障がい者支援に関する事業所調査結果から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、市内の障害福祉サービス提供事業所に対する調査を実施しました。調査では、回答のあった22社の事業所より、次のような現状や課題が指摘※されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

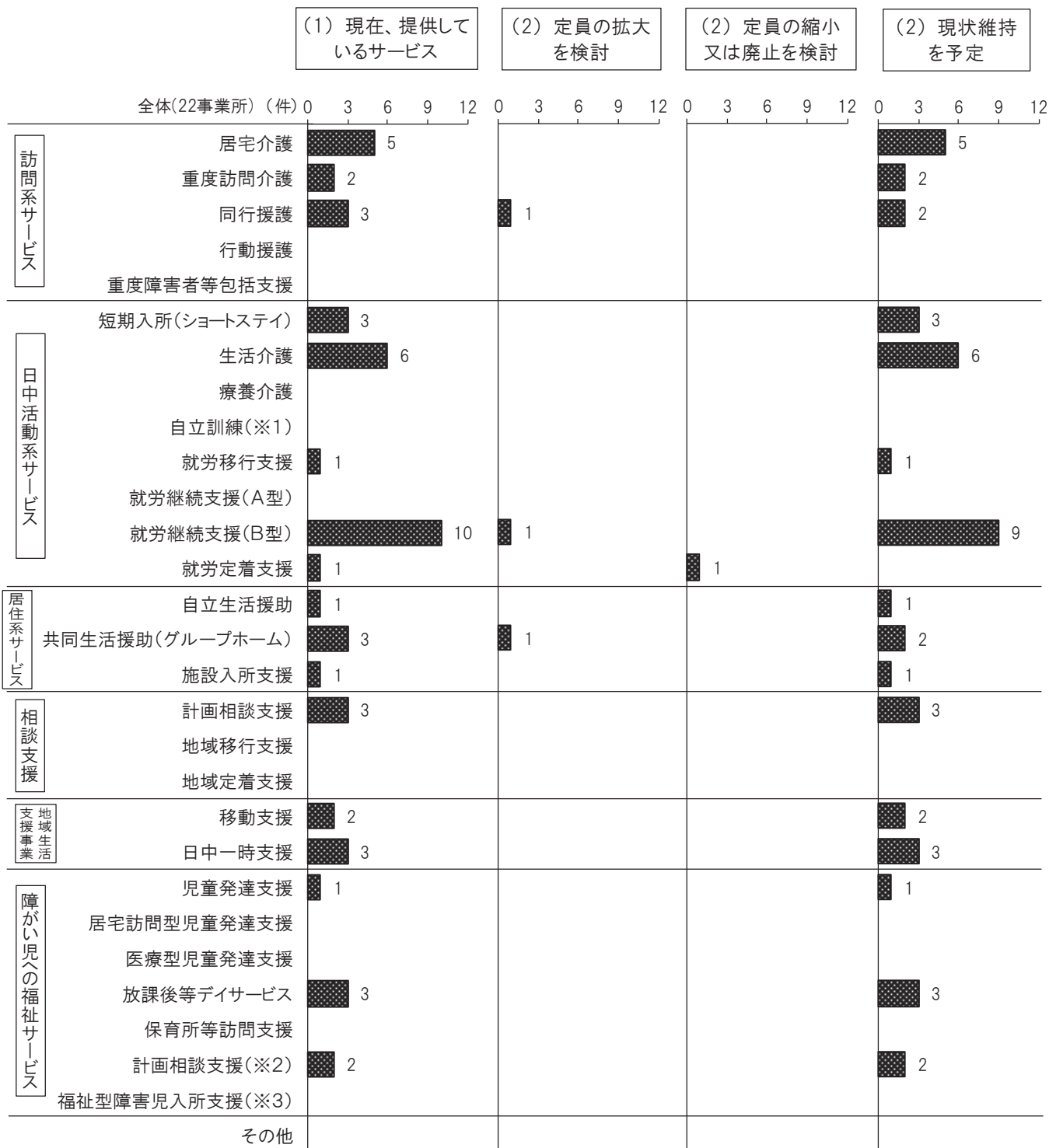
1 障害者福祉事業を運営する上で困っていること（問題点や課題）

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 職員の担い手不足、若い職員の定着及び育成、登録ヘルパーの高齢化、職員の募集をしても応募が少ない、良い人材が集まらない。
- 業務過多による職員の疲弊
- 職員の教育、スキルの向上、専門職の職員における知識や技術の修得、そのための研修の実施、南予圏域は研修が少ない。
- グループホームにおいて、入所者が退所後の補充ができていない。常に空き室がある。
- コロナ以降の売上低迷、猛暑による利用者の休みの増加
- 物価高騰による運営資金の問題
- 利用者の絵画作品等を広く発信し、企業利用につなげたいが市内では窓口が不明
- ICT学習の充実に向けた練習用のパソコンや携帯等装備の充実
- 生産活動（作業）の多様化、販売先など
- 入所と比べてグループホーム事業の利益が少ないため、設備や備品などを整えにくい。
- 就労移行支援においては、就労定着数によって次年度の報酬単価が決まること。
- 工賃の向上
- 経営上、医療、福祉有資格者の雇用が難しく、職業指導員が無資格者とならざるを得ない。
- 精神障がいのある利用者の通所が安定しない。通所予定日の欠席が多い。
- 利用者とのコミュニケーションの取り方
- 保育士や児童指導員の増員
- 利用者の高齢化、親なき後の支援のこと
- 学校や相談支援専門員など関係機関との連携
- 就労継続支援B型が居場所のようになり、社会復帰につながっていない。
- 在宅利用者の家族は就労者が多く、朝早くから、夕方遅くまでの利用、土日の利用希望者が増えている。こういったニーズへの対応が困難
- 利用者の高齢化による、医療との連携
- 相談支援専門員の不足、育成
- 特別支援学校卒業後の障害福祉サービス利用について、家族の希望や学校等との調整

2 障害福祉サービスの提供方針について

【 22 事業所の回答の内訳 】



※1 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

※2 計画相談支援・障害児相談支援

※3 福祉型障害児入所支援（福祉型・医療型）

回答件数	今後、新設(新規参入)を検討しているサービス
5	共同生活援助(グループホーム)
2	就労選択支援(令和6年度より)
1	居宅介護
1	重度訪問介護
1	短期入所(ショートステイ)
1	就労継続支援(A型)
1	就労定着支援
1	保育所等訪問支援
9	新設を検討しているサービスはない・わからない

3 障害福祉サービスが利用しやすくなるため必要だと思うこと

【主な回答結果(回答要旨:抜粋)】

- 地域全体が障がいのある人を受け入れる環境づくりが非常に大切、職員と利用者側からの、近隣住民への積極的な声掛けと挨拶の継続
- 専門職としての知識と技術が必要、発達障がいの基礎についての理解がないと、質の高いサービスは提供できない。
- 放課後等デイサービスはただ療育を行う場所だけではなく、保護者のレスパイトも求められている。保護者や児童に寄り添い、支援していくことが求められる。
- 人員(職員)の確保、職員の研修、職員の専門的知識や技術、質の向上、障がいの特性に応じた対応の仕方についての研修、臨機応変な支援に対応できる手厚い職員配置と、それを可能にする報酬
- 生産活動の多様化、充実、利用者の特性に合った仕事、将来就きたい仕事に役立つような仕事、工賃のアップ、やりがいのある仕事の提供
- グループホームや短期入所のニーズは多くが、宇和島市内では受け皿が少ない。単独事業所でグループホームの経営をしても十分利益が出るような仕組みづくりが必要
- 送迎サービスの充実
- 様々な種類の活動メニュー
- 一人一人に寄り添った相談支援体制、主治医、相談員との連携
- 職員配置の安定と職員のスキル、支援員の質を上げていかないとサービスの質も上がらない。
- 給食サービスの充実
- 広報、窓口でのサービスについての分かりやすい説明
- 提供しているサービス内容について、広く情報提供を行い、何でも相談できる窓口を設置していくことが必要である。

4 サービスの質を向上させるために取り組んでいること

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 日頃から職員ときめ細かく情報交換し、利用者の状況や事情を常に把握する。
- 利用者とのコミュニケーションは必ず対面にて行う。相談ごとや不満等があれば職員全員に周知し、ニーズに対応していく。
- 事故や災害時における連絡網や組織体制を明確化し、迅速に対応できるよう備える。
- 雑貨制作、描画制作など、個々の特性を伸ばせる取組
- 毎月講師を迎えてのICT学習
- 保育士や言語聴覚士、作業療法士など資格取得に向けた支援
- 各担当分野別の研修、スキルの向上に向けた研修の充実
- 定期的な職員会、ケース検討会の開催、ねっとWorkジョイ^{※1}等の研修への積極的な参加、他施設の見学等
- 他の関連機関との連携
- 業界マニュアルの作成や研修の充実
- 毎週行われるカンファレンス^{※2}にて子どもの状況や支援の方法を確認する。
- 定期的に職員と面談を行い、つらいことや悩みの有無、アドバイス等を行っている。
- 新人研修
- 業務マニュアルの作成、指導案の作成
- 人材育成のために積極的に研修等の情報を回覧している。
- 人権、虐待に関する研修、ハラスメント研修などは全職員に対して実施している。
- 人材確保のため、高校や職業技術訓練校などに出向き、法人の紹介などを行っている。
- ICTを活用した共有ファイル^{※3}やチャット^{※4}による情報共有と、それに伴う職員間のコミュニケーションの活発化

※1【ねっとWorkジョイ】八幡浜・大洲圏域に設置されている障がい者就業・生活支援センターのこと。就職を希望している又は在職中の障がいのある人が抱える課題に対して、雇用及び福祉の関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援を行っている。

※2【カンファレンス】「会議」という意味で、利用者の現状や問題点などを各担当が共有し、協議しながら、より良い支援方法を検討することを目的として行っている。

※3【共有ファイル】文書や画像などのファイルをネットワークを経由して、他のコンピュータから使えるように設定したファイルのこと。

※4【チャット】インターネットを通じて、リアルタイムで会話をする仕組みのこと。

5 宇和島市に対する意見や要望、アイデアなど

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- SNS※が発達した今日では、商品販売窓口を希望する作業所が共同で作り、管理販売していく行動を起こすのが良いと感じます。
- 障がい福祉課の担当の方は3～4年は腰を据えてもらえるとうれしいです。
- 現在、児童相談所などが介入している困難事例がいくつかありますが、行政との連携が今一つです。
- 自立や地域での生活を目指してがんばっている障がいのある人に対して、経済的に助けるための宇和島市独自の政策（医療費免除等）を考えていただけたらと思います。
- グループホームへのニーズが多くあるが、報酬単価が低いため、増設したくてもなかなか踏み込めない状態である。入居したくても家族の経済的な負担も大きいことから、その間、家賃補助の拡充などもしていただけると助かると思う。
- 発達障がいのある児童が増えており、障がいの受容ができていないことから普通学級に通い、ミスマッチを起こしている事例もあると聞きます。教育委員会と連携し、早くから障害福祉サービスにつなぎ、総合学習の時間などに障害福祉サービスに触れる機会などをつくっていただきたい。
- ひきこもりの方を、宇和島保健所と連携しながらひきこもり脱却に向けた取組を行っていきたいと検討しています。
- 利用者の中には、給食サービスをとても楽しみにしている人が多い。今後、食事提供加算がなくなると、今の価格では提供できなくなる。
- 送迎サービス、給食サービスは、事業を運営していく上でとても大切にしたいサービスだと思えます。
- 現在のように窓口の広い、相談しやすい環境であってほしいと思います。
- 宇和島市内、及び宇和島圏域の各障がい福祉事業所や施設で情報交換できる機会があるとよい。宇和島市役所内でも障がいと高齢者福祉との連携が取れるようにしてほしい。

※【SNS】人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイトのこと。（Facebook、X（旧Twitter）など）

【5】障がい者支援に関する関係団体調査結果から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、市内の障がい者支援の活動に取り組む関係団体に対する調査を実施しました。調査では、回答のあった8団体より、次のような現状や課題が指摘^{※1}されています。

※1 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

1 障がいのある人への支援活動を行う上で困っていること（問題点や課題）

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 今はコロナで会費は集めず、高齢化は避けて通れない。若手も減っているので、先が心配である。
- 特に担い手の減少、高齢化です。
- 市は、もう少し視覚障がいのある人の情報を共有していただきたいし、地元の当事者団体に加入して独立するのを促してほしいです。また、もう少し活動資金の補助をしてほしいです。
- 助成金補助事業などの申請書等、視覚障がいのある人でも簡単に書類の作成ができるようにしてほしい。
- 視覚障がいのある人の情報を入手できず、会員を増やすことが困難である。
- 人材育成や資金面など、自助努力を続けている。非営利の任意団体の活動なので、メンバーのやる気頼みで活動している。
- 会員の高齢化

2 分野別にみた問題点や課題・必要だと思う取組やアイデア

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

(1) 障害福祉サービスの提供について

- 難聴の人は助成が比較的少ない。聴導犬はぜひほしい。
- 視覚障がいのある人の生活補助用具の支給サービスなど、QOL^{※2}を高めることができる現状に即した用具を支給してほしい。
- 日常生活用具等見直しなどで変わった点があったときは、ホームページに記載するだけでなく、当事者に伝わるよう周知のため組織も利用してほしい。
- 福祉サービスの内容について、配布されているガイドブックだけでは分かりにくく、窓口まで足を運ぶことは敷居が高い。
- 重度肢体障がいのある人はリハビリの継続が必要なので、医療や理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）の重要性を痛感している。STスタッフが不足している。
- 要約筆記者の減少
- 音声、文字変換ソフトの利用を促進し、もっとサービスを利用できる環境を進める。

※2 【QOL】Quality Of Life の略称で「生活の質」「人生の質」などと訳される。「自分らしい充実した人生を送る」といった意味を持ち、その人の生活や人生の豊かさを示す際の指標となる概念のこと。

(2) 相談支援体制について

- 障がいの特性を理解した相談員が対応する窓口があると助かります。また、当事者団体につながぐことで、より新しい有効な情報の取得ができることを理解していただきたい。
- 数か月に一度ほど、障がいのある人や難病の人の相談日を設けてはどうか。そのとき、視覚障がい者協会や他の団体等の啓発もしてもらいたい。
- 障がいのある人の専用相談窓口を設置すべき。
- 松山の道後にあるような障がい者スポーツ(交流)センターが宇和島(南予)にはない。
- もっと障がい者、当事者の意見、希望が反映される体制を進める。

(3) 雇用・就労の促進

- 視覚に障がいがあっても、環境さえ整えば就業も可能だと思うので、宇和島市はそれらの情報をもっと提供し、各企業に働き掛けてほしい。
- 就労できる能力がある人は2割ほどと思うので、作業所を充実する以外方法がないと思う。
- 障がいのある人の正規職員の採用(拡充)を確立すべきと考えます。市が率先すべき。
- 就労先へ理解してもらおうための促進が必要と思う。共に働く人たちの理解が一番大切だと思う。
- 雇用、就労の促進についてはほとんど進んでいない。例えば要約筆記者の利用により就労できる体制は整っていても、知っている人がいない状態

(4) 療育・保育・教育の充実

- 若い世代の視覚障がいのある人は弱視であることが多いので、声に出して不自由な状況を言いづらく我慢しているケースが多い。学校、保育園など教育施設から、困りごとはないか、どのようにすれば無理なく育児ができるのか、いつも対応できるという姿勢を提示してほしい。
- 2割ぐらいの方はマンツーマンで指導すれば就労できると思う。
- 市立病院に、障がいのある人専用の窓口が必要ではないかと思います。
- 中高卒業のタイミングでサポート(又はチーム支援)につながってほしい。その仕組みは必要
- 放課後活動などについて協力したいと話しても、現実的に話が進まない。相談する所がない。

(5) 権利擁護・差別解消の推進

- 現在「伊達な宇和島安心ナビ」などスマホアプリがありますが、視覚障がいのある人でも音声でスマートフォンを使っていることを理解していただきたいです。当事者の意見をもっと聴いて、作成の段階から関わらせてほしい。
- 代筆、代読の制度化を進めてほしい。
- 障がいのある人、特に高齢者の相続などの制度、支援する団体を求めます。
- 本人は差別とは思ってなく（感じてなく）、相手や周りは「差別だよ。それは！！」という事例がよくあります。そのあたりを上手に伝えたり、教えてあげたり、そんな地域環境になっていくような活動を続けたいものです。
- 理解されやすい障がいのある人と、共感を得にくい障がいのある人もいる。情報のバリアフリーにも段差は生じる。様々な障がいの当事者の声を広く伝えることが必要と思う。
- 情報のバリアフリー化には人力ではなくてITなどを使わないと今後は難しい。

(6) 地域での生活を支援する様々な取組の充実

- 同じ高齢者施設の中でも障がいの有無やそれぞれの特性に応じてグループ分けをして、視覚障がいのある人でもデイサービスなどへ行っても楽しめる工夫をしてほしい。その指導を行政から働き掛けをしてほしい。
- 親なき後の住まいが不足すると思う。
- 障がいのある人が利用できる老人福祉施設が不足していると思います。
- 重度肢体不自由の方の住まいの確保は、事例も少なく自助努力で対応されているのが現状

3 宇和島市に対する意見や要望、計画策定にあたってのアイデアなど

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 日常生活用具、タクシー券などのサービスは世帯ではなく障がいのある人個人に対するサービスであるべきだと思う。家庭環境や課税の有無を障がいのある人個人に反映させるのはおかしい。
- 障がいのある人の老人ホームができたらいと思う。
- 福祉への予算が、その市の福祉に対する取組のバロメーターの一つになっているのではないのでしょうか。
- NPO、ボランティアを充実させて、障がいのある人の参加を促進し、意見が反映される体制を宇和島市がつくる必要があると思います。

第3章 前期計画の進捗状況

【1】成果目標の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者 167 人のうち 4 人（2.4%）を削減目標としていますが、令和4（2022）年度末では削減数は 6 人（3.6%）となっています。

施設入所者の地域生活への移行については、令和元（2019）年度末時点の施設入所者 167 人に対して 4 人（2.4%）を目標としていますが、令和4（2022）年度末では 2 人（1.2%）となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の施設入所者数	167 人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末の施設入所者数	163 人	161 人	—
③ 令和5(2023)年度末の施設入所者の削減見込者数(①-②)	4 人	6 人	—
④ 施設入所者の削減割合(③/①)	2.4%	3.6%	①から 1.6%以上削減
⑤ 令和5(2023)年度末の施設入所者の地域移行者数	4 人	2 人	—
⑥ 地域生活移行率(⑤/①)	2.4%	1.2%	①の 6%以上

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和4（2022）年度末では未整備となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所	0 箇所	各市町村又は各圏域に 1 つ以上確保
② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	1 回	0 回	年 1 回以上、運用状況を検証及び検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において7人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では1人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	4人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	7人	1人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.75倍	0.25倍	①の1.27倍以上

(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において2人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では1人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	1人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	2人	1人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	2.0倍	1.0倍	①の1.30倍以上

(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において1人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では0人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	0人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	1人	0人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	—	—	①の1.26倍以上

(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において4人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では0人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	3人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	4人	0人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.33倍	—	①の1.23倍以上

(5) 就労定着支援事業の利用者数

令和5（2023）年度末までに一般就労に移行する7人のうち5人が就労定着支援を利用することを目標としていますが、令和4（2022）年度末では移行者1人のうち1人が就労定着支援を利用しており、目標を達成しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	7人	1人	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	5人	1人	—
③ 就労定着支援事業の利用割合(②/①)	71.4%	100.0%	①の7割

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所1箇所において、就労定着率を8割以上にすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では目標を達成しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業所数	1箇所	1箇所	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所数	1箇所	1箇所	—
③ 令和5(2023)年度末時点の就労定着率8割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	100.0%	100.0%	①の7割以上

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健、医療及び福祉関係者による協議の場は、令和5（2023）年度末では未設置となっています。精神障がい者の共同生活援助の利用者数は、目標値を大きく上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度		
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	0回	0回	0回	—	
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	7人	7人	7人	0人	0人	0人	—	
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回	0回	0回	0回	—
	評価	1回	1回	1回	0回	0回	0回	—
④ 精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人	0人	0人	1人	—	
⑤ 精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人	0人	0人	0人	—	
⑥ 精神障がい者の共同生活援助	20人	20人	20人	26人	28人	29人	—	
⑦ 精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人	0人	0人	0人	—	

注：令和5(2023)年度は見込値(以下同様)

5 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を利用できる体制は、本市では未整備となっています。

重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所はそれぞれ3箇所を目標としていますが、令和4（2022）年度末ではそれぞれ2箇所設置しています。

医療的ケア児支援のための協議の場は、令和4（2022）年度末では未設置となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 児童発達支援センターの設置数	1 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 箇所	0 箇所	各市町村に利用できる体制を構築
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	3 箇所	2 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上確保
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	3 箇所	2 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上確保
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所	0 箇所	各都道府県、各圏域、各市町村において協議の場を設置
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置人数	1 人	各都道府県、各圏域、各市町村においてコーディネーターを配置
	配置場所	市	

6 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数及び地域の相談支援機関との連携強化の取組実施回数は、それぞれ目標値を大きく上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	有	有	有	—
② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件	6件	6件	10件	60件	60件	—
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	1件	3件	3件	—
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回	25回	32回	36回	—

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数は、目標どおりです。

		目標数値			進捗状況			国の基本指針
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		4人	4人	4人	4人	4人	4人	—
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	—	—	有	無	無	有	—
	実施回数	—	—	1回	0回	0回	0回	—

8 発達障がい者等に対する支援

ペアレントメンターの人数はおおむね目標どおりですが、ペアレントトレーニング等の受講やピアサポート活動への参加人数は、目標値を大きく下回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数	20人	20人	20人	1人	1人	1人	—
② ペアレントメンターの人数	3人	3人	3人	3人	1人	2人	—
③ ピアサポート活動への参加人数	20人	20人	20人	0人	0人	1人	—

【2】障害福祉サービス等の進捗状況

1 訪問系サービス

居宅介護及び同行援護の利用者数は、おおむね計画どおりです。

重度訪問介護の利用者数は横ばいで推移していますが、時間数は計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	人/月	215	215	215	216	207	215
	時間/月	3,700	3,700	3,700	3,744	3,472	3,700
重度訪問介護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	800	800	800	499	567	600
同行援護	人/月	25	25	25	23	26	26
	時間/月	250	250	250	173	260	260
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	242	242	242	241	235	243
	時間/月	4,750	4,750	4,750	4,416	4,299	4,560

注：令和5（2023）年度は11月末日現在の実績値（以下同様）

2 日中活動系サービス

生活介護の利用者数は、おおむね計画どおりです。

就労移行支援及び就労継続支援（A型）は、利用者数、日数共に計画値を下回っています。

就労継続支援（B型）の利用者数は増加傾向にあり、利用者数、日数共に計画値を上回っています。

就労定着支援及び療養介護の利用者数は、おおむね計画どおりですが、短期入所（福祉型）は、利用者数、日数共に計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	人/月	265	265	265	264	263	265
	人日/月	5,350	5,350	5,350	5,249	5,176	5,350
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0	0	2	2
	人日/月	0	0	0	0	32	32
就労移行支援	人/月	10	10	10	8	8	10
	人日/月	150	150	150	131	132	150
就労継続支援 (A型)	人/月	34	34	34	31	22	30
	人日/月	600	600	600	485	333	500
就労継続支援 (B型)	人/月	250	250	250	257	262	265
	人日/月	4,200	4,200	4,200	4,259	4,399	4,500
就労定着支援	人/月	5	5	5	6	4	5
療養介護	人/月	31	31	31	30	29	30
短期入所 (福祉型)	人/月	35	35	35	25	31	32
	人日/月	250	250	250	208	232	240
短期入所 (医療型)	人/月	5	5	5	5	3	5
	人日/月	45	45	45	22	31	35

3 居住系サービス

施設入所支援の利用者数は、おおむね計画どおりですが、共同生活援助の利用者数は、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立生活援助	人/月	1	1	1	0	0	0
共同生活援助	人/月	105	105	105	117	118	120
施設入所支援	人/月	163	163	163	162	161	161

4 相談支援

計画相談支援の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	人/月	180	185	190	177	179	180
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	0	1
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

5 地域生活支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

日常生活用具給付等事業については、情報・意思疎通支援用具及び排泄管理支援用具の件数は増加しており、計画値を上回っています。

移動支援事業の利用者数は増加傾向にあり、利用時間は計画値を大きく上回っています。
訪問入浴サービス事業の利用者数は、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値			
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	無	無	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	無	有	有	
相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5	
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3	2	1	5	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	無	無	無	
支意思疎通	手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者 派遣事業利用者数	人/年	550	550	550	534	590	590
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3	4	4	5
	自立生活支援用具	件/年	8	8	8	6	10	10
	在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6	6	12	10
	情報・意思疎通支援用具	件/年	27	27	27	31	38	30
	排泄管理支援用具	件/年	1,850	1,850	1,850	1,862	1,904	1,950
	住宅改修費	件/年	3	3	3	2	5	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20	11	17	30	
移動支援事業	人/年	80	80	80	99	124	100	
	時間/年	620	620	620	1,374	1,206	1,000	
地域活動支援センター 機能強化事業	I型	箇所	2	2	2	2	2	2
	II型	箇所	0	0	0	0	0	0
	III型	箇所	0	0	0	1	1	1

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
福祉ホーム事業	箇所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	4	4	4	6	7	7
日中一時支援事業	箇所	11	11	11	11	10	10
	人/年	55	55	55	53	53	60
社会参加支援事業	箇所	1	1	1	2	2	2
障害者虐待防止対策支援事業 (弁護士等派遣要請)	件/年	1	1	1	1	1	1

【3】障害児福祉サービス等の進捗状況

1 障害児通所支援

児童発達支援の利用者数は、おおむね計画どおりですが、日数は計画値を下回っています。

放課後等デイサービスは、利用者数、日数共に計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援	人/月	55	55	55	54	50	55
	人日/月	250	250	250	185	222	230
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	90	90	90	102	106	110
	人日/月	750	750	750	1,037	1,130	1,200
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	1	0	0	0
	人日/月	0	0	4	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児調整 コーディネーター 配置人数	人/年	0	0	1	0	0	0

2 障害児相談支援

障害児相談支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
障害児相談支援	人/月	45	45	45	45	44	46

第4章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

【1】成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8（2026）年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和4（2022）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- ② 令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■ 本市の目標 ■

（1）施設入所者の地域生活への移行

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数161人に対して、令和8（2026）年度末までに6人（3.7%）が地域で暮らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者数	161人	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)
施設入所者の地域生活への移行者数	6人	・令和8(2026)年度末までの地域生活への移行者数(B)
地域生活への移行率	3.7%	(B/A)

（2）施設入所者の削減

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数161人に対して、令和8（2026）年度末までに施設入所者数を6人（3.7%）減らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者の削減数	6人	・令和8(2026)年度末時点での削減見込者数(C)
施設入所者の削減割合	3.7%	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)からの削減割合(C/A)

2 地域生活支援の充実

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- ② 令和8（2026）年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■ 本市の目標 ■

(1) 地域生活支援拠点等の状況

- 令和8（2026）年度末までに、コーディネーターを1人配置し、運用状況の検証及び検討を年1回実施します。

	令和8(2026)年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1箇所
② コーディネーターの配置人数	1人
③ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	1回/年

(2) 強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の整備

- 令和8（2026）年度末までに、強度行動障がいをもつ障がい者に対し、地域の関係機関が連携し支援体制を整備します。

	令和8(2026)年度
強度行動障がいをもつ障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備状況	1箇所

3 福祉施設から一般就労への移行

■ 国の基本指針 ■

【 福祉施設から一般就労への移行に関する目標 】

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ③ 上記①のうち、就労継続支援A型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上を目指す。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援B型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上を目指す。
- ⑤ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3（2021）年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【 就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標 】

- ⑥ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の5割以上とする。

【 就労定着支援事業所利用後の就労定着率[※]に関する目標 】

- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※ 過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

■ 本市の目標 ■

- 令和8（2026）年度末までに7人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和8（2026）年度末までに5人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和8（2026）年度末までに1人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和8（2026）年度末までに1人が一般就労することを目指します。
- 令和8（2026）年度末までに7人が就労定着支援を利用することを目指します。

	令和3 (2021) 年度	令和8 (2026) 年度	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	6人	7人	1.17倍 (1.28倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	4人	5人	1.25倍 (1.31倍)
③ 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	1人	1.00倍 (1.29倍)
④ 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	1人	1.00倍 (1.28倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	5人	7人	1.40倍 (1.41倍)

- 就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合を5割以上にすることを目指します。

	令和8(2026)年度
就労移行支援事業所数	1箇所
就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1箇所
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	100.0% (50%以上)

- 就労定着支援事業利用修了後の就労定着率を7割以上にすることを目指します。

	令和8(2026)年度
就労定着支援事業所数	1箇所
就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上の事業所数	1箇所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	100.0% (25%以上)

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ③ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- ④ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑤ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑥ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑦ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑧ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	7人	7人	7人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
④ 精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
⑤ 精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
⑥ 精神障がい者の共同生活援助	30人	30人	30人
⑦ 精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
⑧ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ② 令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ⑤ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ⑥ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和8 (2026)年度
① 児童発達支援センターの設置数	1 箇所
② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築	1 箇所
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	2 箇所
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	2 箇所
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1 人

6 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- ③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を見込む。
- ④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- ⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- ⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込む。

■ 基幹相談支援センターの配置等の状況に関する目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 基幹相談支援センターの設置状況	1 箇所	1 箇所	1 箇所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15 件	15 件	15 件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4 件	4 件	4 件
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	12 回	12 回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	15 回	15 回	15 回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人

■ 国の基本指針 ■

- ⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- ⑧ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- ⑨ 協議会の専門部会の設置数を見込む。
- ⑩ 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■ 協議会での検討状況に関する目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	3回	3回
⑧ 参加事業者・機関数	8	10	12
⑨ 専門部会の設置数	4	4	4
⑩ 専門部会の実施回数	16回	18回	20回

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■ 国の基本指針 ■

- ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

■ 本市の目標 ■

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		4人	4人	4人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回

8 発達障がい者等に対する支援

■ 国の基本指針 ■

- ① 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込みを設定する。
- ② 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ③ 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	10人	10人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	10人	10人	10人
③ ペアレントメンターの人数	3人	3人	3人
④ ピアサポートの活動への参加人数	5人	5人	5人

【2】障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	人/月	216	207	215	217	219	221
	時間/月	3,744	3,472	3,700	3,734	3,769	3,803
重度訪問介護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	499	567	600	600	600	600
同行援護	人/月	23	26	26	28	30	32
	時間/月	173	260	260	280	300	320
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	241	235	243	247	251	255
	時間数/月	4,416	4,299	4,560	4,614	4,669	4,723

注：令和5（2023）年度は11月末日現在の実績値（以下同様）

確保の方策

- サービス提供事業者への情報提供や新規参入の働き掛けなどを通じて、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援については、市内に事業所がないことから、利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	人/月	264	263	265	266	267	268
	人日/月	5,249	5,176	5,350	5,370	5,390	5,410
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	2	2	2	2	2
	人日/月	0	32	32	32	32	32
就労移行支援	人/月	8	8	10	11	12	14
	人日/月	131	132	150	165	180	210
就労継続支援 (A型)	人/月	31	22	30	30	30	30
	人日/月	485	333	500	500	500	500
就労継続支援 (B型)	人/月	257	262	265	268	271	274
	人日/月	4,259	4,399	4,500	4,638	4,690	4,742
就労定着支援	人/月	6	4	5	5	5	5
療養介護	人/月	30	29	30	30	30	30
短期入所 (福祉型)	人/月	25	31	32	34	36	38
	人日/月	208	232	240	255	270	285
短期入所 (医療型)	人/月	5	3	5	6	7	8
	人日/月	22	31	35	42	49	56

確保の方策

- 身近な地域でニーズに応じた日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応強化の面からも、サービス提供体制の強化に向けて、事業者との調整や新規参入の掘り起こしに努めます。
- 自立訓練（機能訓練）については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	117	118	120	121	122	123
施設入所支援	人/月	162	161	161	159	157	155

確保の方策

- 共同生活援助については、利用意向のある人に情報提供を行うとともに、施設整備等についての支援制度を周知し、新たな事業者の参入を促進できるように努めます。
- 施設入所支援については、地域移行が可能な施設入所者に対して、積極的に地域移行につながるよう支援するとともに、利用意向のある人に適切に情報提供を行うように努めます。
- 自立生活援助については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

4 相談支援

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	人/月	177	179	180	181	182	183
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

確保の方策

- 一人一人に応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や新たな事業者の参入を促進できるように努めます。

5 地域生活支援事業

サービス種類		単位	第6期実績値			第7期見込量		
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	無	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	有	有	有	有	有
相談支援事業	相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人/年	2	1	5	6	7	8
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
支意思疎通 支援事業	手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数	人/年	534	590	590	590	590	590
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	4	4	5	5	5	5
	自立生活支援用具	件/年	6	10	10	11	12	13
	在宅療養等支援用具	件/年	6	12	10	11	12	13
	情報・意思疎通支援用具	件/年	31	38	30	30	30	30
	排泄管理支援用具	件/年	1,862	1,904	1,950	1,995	2,041	2,088
	住宅改修費	件/年	2	5	3	4	5	6
手話奉仕員養成研修事業		人/年	11	17	30	32	34	36
移動支援事業		人/年	99	124	100	112	125	139
		時間/年	1,374	1,206	1,000	1,120	1,250	1,390
地域活動支援センター 機能強化事業	I型	箇所	2	2	2	2	2	2
	II型	箇所	0	0	0	0	0	0
	III型	箇所	1	1	1	1	1	1
福祉ホーム事業		箇所	0	0	0	0	0	0
		人/年	0	0	0	0	0	0

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	6	7	7	7	7	7
日中一時支援事業	箇所	11	10	10	10	10	10
	人/年	53	53	60	60	60	60
社会参加支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
障害者虐待防止対策支援事業 (弁護士等派遣要請)	件/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度普及啓発事業	箇所	-	1	1	1	1	1
発達障害児者及び家族等 支援事業	件/年	-	-	2	2	2	2

確保の方策

- 関係機関やサービス提供事業所等と連携し、ニーズを踏まえたサービスの提供体制の確保に努めます。

【3】障害児福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい児を取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい児ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 障害児通所支援

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援※	人/月	54	50	55	56	57	58
	人日/月	185	222	230	234	238	242
医療型児童 発達支援※	人/月	0	0	0	-	-	-
	人日/月	0	0	0	-	-	-
放課後等 デイサービス	人/月	102	106	110	114	118	122
	人日/月	1,037	1,130	1,200	1,243	1,287	1,330
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	0	2	2	3
	人日/月	0	0	0	4	4	6
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児調整 コーディネーター 配置人数	人/年	0	0	0	1	1	1

注：児童発達支援は、令和6（2024）年4月1日から福祉型と医療型が統合

確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、身近な地域でニーズに応じたサービスを提供できるよう、サービス提供事業者と連携し、提供体制の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- 医療的ケア児に対するコーディネーターについては、医療的ケア児支援の協議の場の設置と併せて相談支援事業所等と連携し、保健、医療、福祉その他の各関連分野との連絡調整を行う人材の確保に努めます。

2 障害児相談支援

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害児相談支援	人/月	45	44	46	48	50	52

確保の方策

- 一人一人に応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や新たな事業者の参入を促進できるように努めます。

第5章 計画の推進

【1】計画の推進体制

1 市内連携体制の強化

障がいのある人への支援や福祉に関わる取組は、障害福祉サービスの適切な提供をはじめ、障がいに対する理解の促進やそのための啓発活動に加え、労働、教育、保健、医療など市内の幅広い事業分野に及びます。

本計画の推進にあたっては、市内の関係部署が十分に連携を図り、市内横断的に様々な取組を推進します。

2 関係機関との連携の強化

本計画は、市民をはじめ関係機関、行政との協働による推進が重要です。そのため、社会福祉協議会や障害福祉サービス提供事業所、民生委員児童委員や自治会、企業、保健医療機関、住民ボランティア等関係機関との連携を強化し、地域における障がい者支援体制の強化を図りながら、取組を推進します。

3 宇和島市地域自立支援協議会等との連携

医療機関や教育機関、就労関係、福祉施設関係、市民、組織の関係者等様々な分野からの参画により構成される「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」及び「宇和島市地域自立支援協議会」において、本計画の進捗状況の報告及び障がい者福祉の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、連携しながら取組への反映に努めます。

また、定期的に本計画に基づく取組の進捗状況及び障害福祉サービス等の提供状況等について検討委員会で評価を行い、効果的な事業の推進を図るとともに、必要に応じて計画の修正を行います。

4 計画の周知

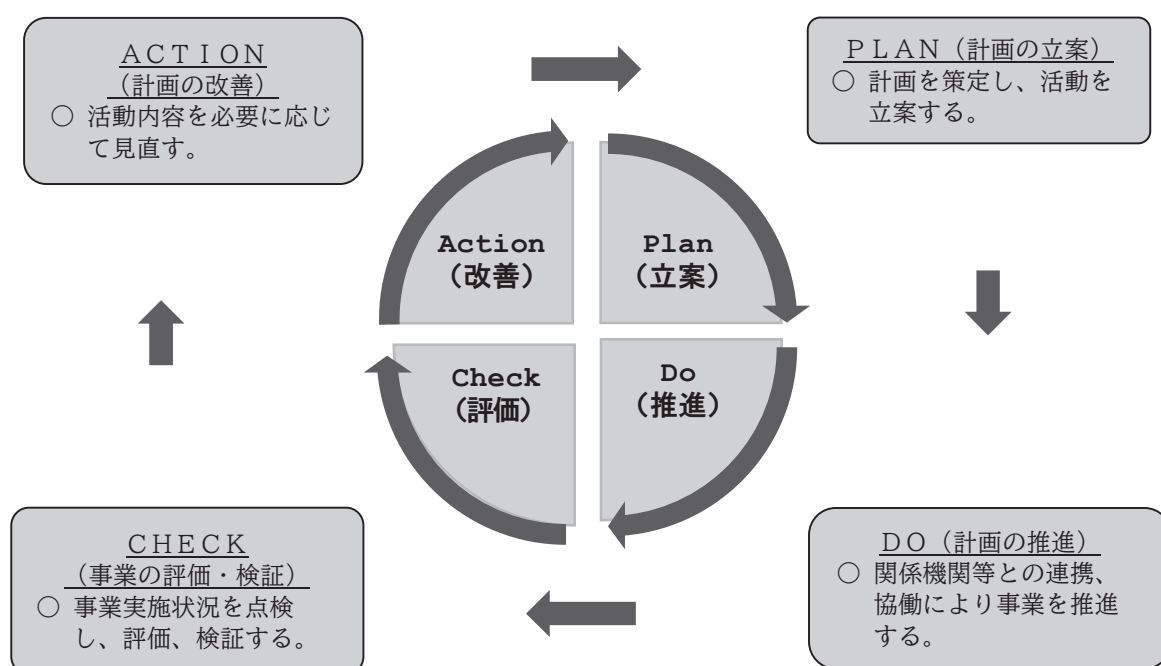
本計画の推進にあたっては、市民をはじめ行政、サービス提供事業所や関係機関が連携、協働しながら取り組むことが重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画の趣旨や目的、障がいのある人の福祉に関する取組や事業について広く周知を図ります。

【2】計画の点検及び評価

計画の進行管理にあたっては、本計画（PLAN）の内容に基づいて事業を推進し（DO）、評価、検証（CHECK）を踏まえ、改善（ACTION）を図る必要があります。

このPDCAサイクルの考え方にに基づき、計画から評価まで、そして改善を計画に反映させる各々のプロセスを経て、環境の変化への迅速かつ柔軟な対応を図ります。

【 PDCAサイクルによる進行管理 】



資料編

【1】宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会委員名簿

(区分・50音順)

	所属・役職等	氏名(敬称略)	区分等
1	公益財団法人正光会 地域活動支援センター柿の木施設長	青嶋 由貴	学識経験者・有識者等
2	南予圏域障害者就業・生活支援センター きら管理者	武下 志保	学識経験者・有識者等
3	社会福祉法人旭川荘南愛媛療育センター 相談支援事業所 相談支援専門員	藪内 誠	学識経験者・有識者等
4	津島町みどりの会副会長	家田 充博	社会福祉関係団体等の代表者
5	宇和島市障害者協議会会長	川崎 健二	社会福祉関係団体等の代表者
6	社会福祉法人八つ鹿会 八つ鹿工房施設長	楠本 由紀子	社会福祉関係団体等の代表者
7	宇和島市手をつなぐ育成会会長	谷田 典弘	社会福祉関係団体等の代表者
8	社会福祉法人宇和島福祉協会 豊正園施設長	平野 富希子	社会福祉関係団体等の代表者
9	なんよエリア視覚障がい者協会会長	松浦 常子	社会福祉関係団体等の代表者
10	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会 地域福祉課長	松田 伸一	社会福祉関係団体等の代表者

【2】宇和島市障害者計画検討委員会規則

令和3年3月23日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇和島市障害者計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市障害者計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 宇和島市障害者計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者、有識者等
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

【3】宇和島市障害福祉計画検討委員会規則

令和3年3月23日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇和島市障害福祉計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市障害福祉計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 宇和島市障害福祉計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者、有識者等
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

【4】策定経過

令和5(2023)年度

期日	項目	内容
令和5(2023)年 8月～9月	アンケート調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉に関するアンケート調査の実施 ・障がい者支援に関する事業所調査の実施 ・障がい者支援に関する関係団体調査の実施
令和5(2023)年 10月25日(水)	第1回 宇和島市障がい者 計画・障がい福祉計画検討 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュールについて ・計画の概要について ・宇和島市の障がいのある人を取り巻く現状 について ・障がい福祉計画(第6期)の進捗状況につ いて ・アンケート報告について
令和6(2024)年 2月9日(金)	第2回 宇和島市障がい者 計画・障がい福祉計画検討 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市障がい福祉計画(第7期)、宇和 島市障がい児福祉計画(第3期)素案につ いて ・パブリックコメントの実施について
令和6(2024)年 2月15日(木)～ 2月28日(水)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市障がい福祉計画(第7期)、宇和 島市障がい児福祉計画(第3期)計画案に ついて
令和6(2024)年 3月5日(火)	第3回 宇和島市障がい者 計画・障がい福祉計画検討 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・宇和島市障がい福祉計画(第7期)、宇和 島市障がい児福祉計画(第3期)最終案に ついて

【5】用語解説

用語	説明
【あ行】	
アセスメント	利用者の家庭の状況、環境などを把握し、日常生活の評価から利用者が希望する生活や課題等を把握すること。
育成医療	身体に障がいがあるか、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、その障がいの治療や軽減するための医療を受ける場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。
一般就労と福祉的就労	「一般就労」とは、企業などに就職し労働契約を結んで働く就労形態のこと。「福祉的就労」とは、就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のこと。福祉的就労には、一般就労に向け訓練をする「就労移行支援」や施設で賃金や工賃を得ながら働く「就労継続支援（A型・B型）」などがある。
医療的ケア	鼻などから管を通し栄養剤を送る経管栄養やたんの吸引など、医師の指導の下に医療的介助を行うこと。また、医療的ケア児とは、日常生活を行う上で医療的ケアを必要とする18歳までの児童のこと。
インクルージョン	包含、包括と訳される。個人が持つ特有のスキルや経験、価値観等について、お互いが認め合い、活用される社会や組織、仕組みのこと。
SNS	人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイトのこと。（Facebook、X（旧Twitter）など）
【か行】	
カンファレンス	「会議」という意味で、利用者の現状や問題点などを各担当が共有し、協議しながら、より良い支援方法を検討することを目的として行っている。
基幹相談支援センター	障がいの種別や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
QOL	Quality Of Life の略称で「生活の質」「人生の質」などと訳される。「自分らしい充実した人生を送る」といった意味を持ち、その人の生活や人生の豊かさを示す際の指標となる概念のこと。
共生型サービス	介護保険事業所が障害福祉サービス事業所としての指定を、障害福祉サービス等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障がいのある人等双方の利用を可能とする制度のこと。
共生社会	障がいの有無にかかわらず、誰もが互いにその人格と個性を認め、支え合いながら、社会参加や社会貢献ができる社会のこと。
強度行動障がい	自傷、他傷、こだわり、物を壊す、睡眠の乱れ、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
共有ファイル	文書や画像などのファイルをネットワークを経由して、他のコンピュータから使えるように設定したファイルのこと。
言語聴覚士	言葉によるコミュニケーションや嚥下（えんげ）に困難を抱える人を対象に、専門的な訓練、指導等を行う専門職のこと。

用語	説明
言語・聴覚・そしゃく機能障害	音声を全く発することができない、又は発声しても言葉にならない「言語機能を喪失した状態」を音声・言語機能障害といい、そしゃく機能障害は、嚥下（えんげ）機能の低下により、食物等を摂取するために、身体に管を挿入し流動食を注入して栄養を補給する「経管栄養」以外に方法がない状態をいう。
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳を持っている人を対象に、その障がいを軽減又は悪化を防ぐための治療を行う場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。
合理的配慮の提供	障がいのある人から社会の中にある障壁を取り除くために、必要かつ合理的な対応を行うこと。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」においては、行政機関等及び事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない、と規定されている。
【さ行】	
作業療法士	障がいのある人がその心身機能を回復し、日常生活に復帰できるよう食事、歯みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活における作業や動作などを用いて訓練、指導、援助を行う医療技術者のこと。
児童福祉法	子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、全ての児童が福祉を等しく保障される権利や支援を定めた法律のこと。障がい児の福祉サービスや基本的な考え方などを定めている。
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。
手話奉仕員	手話により一般的な挨拶や簡単な日常会話ができる人のこと。市町が実施する手話奉仕員養成研修を修了し、市町が定める要件、方法により登録した人のこと。
障害者基本法	障がいのある人の自立及び社会参加を支援するための施策について、国及び地方公共団体の責務を規定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律のこと。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。「障害者基本法」の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定め、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。
障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の職業的自立を実現するため、就業面と生活面において一体的な相談や支援を行う施設のこと。障がいのある人に対しては、就業に伴う生活の相談、基礎訓練、就職に向けた支援などを、また事業主に対しては、障がいのある人の雇用についての相談支援などを行っている。
障害者情報アクセシビリティ推進法	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」のこと。全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するために、障がいのある人による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。

用語	説明
障害者自立支援審査支払等システム	市町村の委託を受けた国民健康保険団体連合会が、障害福祉サービス提供事業所等の請求の受付から市町村の支払いまで、一連の審査、支払い事務を行うための事務処理システムのこと。全国共通の審査支払いシステムを導入することにより、障害福祉サービス費等の請求、審査、支払い等の事務の効率化と平準化を図っている。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が正式名称であり、障がいのある人のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律のこと。
自立支援医療	心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。
身体障害者手帳	身体上の障がいのある人に対して自治体が交付する手帳。手帳には、障がいの種別や等級が表示されている。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの等級が表示されている。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により物事の判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人などがその人の権利や財産を守る制度のこと。
【た行】	
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談や緊急時の受け入れなど、居住支援のための機能を地域の实情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の实情に応じて実施する事業のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障がい者施策においても「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めている。
チャット	インターネットを通じて、リアルタイムで会話をする仕組みのこと。
聴覚・平衡機能障害	聴覚機能障害とは、音が聞こえない又は聞こえにくい状態のこと。病気、事故等で生じる場合や生まれつきの場合、加齢による場合等がある。平衡機能障害は、姿勢を調節する機能の障がいであり、四肢体幹に異常がないにもかかわらず起立や歩行に何らかの異常がある状態のこと。
【な行】	
内部障害	身体内部の臓器に障がいがあること。心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、H I Vによる免疫機能、肝臓機能のいずれかの障がいにより日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。

用語	説明
ねっとWorkジョイ	八幡浜・大洲圏域に設置されている障がい者就業・生活支援センターのこと。就職を希望している又は在職中の障がいのある人が抱える課題に対して、雇用及び福祉の関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援を行っている。
農福連携	障がいのある人等が農業分野で活躍することを通して、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。
【は行】	
発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがあることの総称で、通常、低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)、チック(症)、吃音(きつおん)(症)などに分類される。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去する考え方も含む。
ピアサポート	障がいのある人が互いに助け合うこと。ピアとは「仲間」「同僚」「同じ時間を共有していること、同じ立場であること」を意味する。
避難行動要支援者	災害発生時に一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のこと。
ペアレントトレーニング	障がいのある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもを育てる経験をし、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
【や行】	
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援の一つで、話されている内容を要約し、文字にして伝えること。
【ら行】	
療育	「療」は医療や治療、「育」は教育を意味しており、障がいのある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、社会的に自立して生活できるよう支援する取組のこと。
療育手帳	知的障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの程度等が表示されている。
レスパイト施策	在宅で家族の介護や介助をしている家族が、一時的に休息し、リフレッシュが図れる家族支援のこと。

宇和島市障がい福祉計画（第7期）
宇和島市障がい児福祉計画（第3期）

発行年月／令和6（2024）年3月

発 行／愛媛県宇和島市

編 集／宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

電 話 （0895）49-7016

FAX （0895）24-1160

E-Mail fukushi@city.uwajima.lg.jp

宇和島市

障がい福祉計画 [第7期]

障がい児福祉計画 [第3期]

